

令和8年第5回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和8年4月23日(木) 午前10時00分～午前10時43分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者(6名)

佐藤教育長

中村(弘)委員

衣更着委員

熊谷委員

中村(祐)委員

岡田委員

4. 説明のため出席した職員

教育部 瀬川部長

生涯学習部 梅原部長

教育企画課 瀬川課長

学務管理課 小原課長

学校教育課 生駒課長

就学前教育課 鈴森課長

文化財課 佐藤課長

花巻市博物館 伊藤副館長

5. 書記

教育企画課 菊池課長補佐

教育企画課 総務企画係 佐藤係長

教育企画課 総務企画係 谷藤主査

6. 議事録

○佐藤教育長

それでは、只今から、令和8年第5回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。
会議の日時、令和8年4月23日、午前10時。

会議の場所、石鳥谷総合支所 大会議室。

日程第 1、会期の決定でございます。本日一日とすることでご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第 2、「花巻市教育委員会教育長職務代理者の指名について」を事務局から説明をお願いいたします。瀬川教育企画課長。

○瀬川教育企画課長

日程第 2、「花巻市教育委員会教育長職務代理者の指名について」のご説明を申し上げます。

資料の 1 ページをご覧くださいませようをお願いいたします。

教育長の職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」と規定されておりますことから、あらかじめ委員の中から教育長が指名するものであります。

現在の教育長職務代理者につきましては、令和 2 年 4 月 1 日開催の第 4 回教育委員会議定例会において中村弘樹委員が指名され、引き続きお勤めいただいているところでありますが、この度、教育委員が異動になりましたことから、改めて職務代理者を指名するものであります。

なお、職務代理者の任期につきましては、特に定めがございませんので、教育長より新たに指名されるまでお勤めいただくこととなります。

○佐藤教育長

ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。

教育長の職務代理者には、やはり長い経験とそれから優れた識見をお持ちだということで、中村弘樹委員を指名いたします。

中村委員、よろしく願い申し上げます。

日程第 3、「教育委員会の会議における委員の議席の指定について」を事務局から説明願います。瀬川教育企画課長。

○瀬川教育企画課長

日程第 3、「教育委員会の会議における委員の議席の指定について」のご説明を申し上げます。

資料の 2 ページをご覧くださいませようをお願いいたします。

教育委員会の会議における委員の議席につきましては、花巻市教育委員会会議規則第 4

条第1項の規定により、教育長が定めることとなっておりますことから、教育長が議席を指定するものであります。

○佐藤教育長

只今、説明がございましたが、委員の皆様の議席につきましては、今お座りいただいている席を議席としたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長

よろしく願いいたします。

次に、日程第4、議事に入ります。

議案第14号「市議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出に係る臨時専決処理に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。瀬川教育企画課長。

○瀬川教育企画課長

議案第14号「市議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出に係る臨時専決処理に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

本議案は、市議会の議決を経るべき事案に対する意見の申出について、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、臨時専決処理をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書の1ページ及び議案第14号資料その1からその2を併せてご覧願います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条におきまして、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならないと規定されているところであります。

市長から、次期市議会定例会に提出する議案の作成にあたり、令和8年3月27日付で教育委員会へ意見を求められたところであります。

該当する議案は、令和7年度一般会計補正予算(第18号)における教育予算の所管分となります。

参考資料をご覧いただきまして、当該補正予算は、市内企業からの寄附に対応し、花巻市奨学基金へ繰り出すための歳入歳出予算の補正を行うものであります。

当該補正予算につきましては、市長において速やかに議案を作成する必要がありましたことから、冒頭ご説明のとおり、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定によりまして、教育委員会の会議を招集するいとまがないと認め、3月30日付で市議会の議決を経るべき事案に対する意見の申出について、異議がない旨、臨時に専決処

理をしたものであります。

以上で説明を終わりますが、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

臨時の専決処理ということで、本来であれば、この会議にお諮りをしてお認めいただいとということですが、緊急、臨時的なことについては、私の方で専決処理させていただくということで事後報告ではございますが、只今、事務局から説明がありました、この件について、質疑ございませんでしょうか。

内容は寄附金をいただいたということで、そのことについての専決でございます。

よろしいでしょうか。

(質疑なし)

○佐藤教育長

では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 14 号「市議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出に係る臨時専決処理に関し承認を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 14 号は原案のとおり議決されました。

次の議案の審議に入ります前に、お諮りいたします。

議案第 15 号「教育財産の取得申出に関し議決を求めることについて」につきまして、これからご説明申し上げる情報の中で未確定の事項が含まれることから、現時点では公開することが適当でないと思われ、審議は花巻市教育委員会会議規則第 13 条の規定による「秘密会」にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

では、ご異議ありませんので、議案第 15 号に関しては「秘密会」による審議とすることに決しました。

(秘密会のため非公開)

○佐藤教育長

次に、議案第 16 号「花巻市文化財保存活用地域計画協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。佐藤文化財課長。

○佐藤文化財課長

議案第 16 号「花巻市文化財保存活用地域計画協議会委員の任命・解任に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

文化財保存活用地域計画といいますのは、地域における文化財の計画的な保存活用の促進を目的として、平成 30 年 6 月に改正されました文化財保護法に基づき、本市におきましては、文化財の事前把握や調査を実施した上で、文化財保護に計画的に取り組んでいくためのマスタープラン及びアクションプランとして、県内の自治体では初となる「花巻市文化財保存活用地域計画」を令和 5 年 12 月に作成したところでございます。

花巻市文化財保存活用地域計画協議会は、「花巻市文化財保存活用地域計画」に係る協議等を行うため、教育委員会が設置している協議会であります。

本協議会の委員につきましては、花巻市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱第 3 条第 1 項の規定により、定数は委員 10 名以内とされています。また、同項の規定により、花巻市文化財保護審議会委員、識見を有する者、文化財保存活動団体に属する者、観光事業団体に属する者、関係行政機関及び教育機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱することとなっておりますが、現在任命しております委員の一部について、令和 8 年度定期人事異動に伴い、同委員を解任することのほか、後任の委員の任命に関し議決を求めようとするものであります。

議案書の 4 ページと議案第 16 号資料別冊の 4 から 5 ページ、議案第 16 号資料を併せてご覧願います。

解任並びに任命しようとする委員の氏名、年齢、性別等につきましては、議案書のとおりであります。

解任は、令和 8 年 4 月 30 日付であり、任命は令和 8 年 5 月 1 日付、任期につきましては、同要綱第 3 条第 2 項の規定により、前任者の在任期間となっておりますことから、令和 9 年 5 月 31 日までであります。

以上で説明を終わりますが、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明をいただきました。本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第 16 号「花巻市文化財保存活用地域計画協議会委員の任命（解任）に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○佐藤教育長

では、異議なしと認め、議案第 16 号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第 17 号「宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。梅原生涯学習部長。

○梅原生涯学習部長

議案第 17 号「宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

本議案は、宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会委員が、令和 8 年 5 月 9 日で任期満了となることに伴い、同委員を任命しようとするものであります。

宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会につきましては、宮沢賢治イーハトーブ館条例第 8 条第 1 項の規定により、宮沢賢治イーハトーブ館の運営に関し必要な事項を審議するため設置しているものであります。

また、本審議会の委員につきましては、同条例第 8 条第 2 項において、委員の定数は 10 人以内、任期は 2 年と規定されておりますほか、宮沢賢治イーハトーブ館管理運営規則第 5 条において、宮沢賢治学会イーハトーブセンターの推薦する者及び学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命すると規定されております。

それでは、議案についてご説明申し上げます。

議案書 5 ページと議案第 17 号資料別冊 6 ページから 7 ページを併せてご覧いただけます。

新たに任命しようとする委員の氏名、年齢、性別、現職及び新任・再任の別につきましては、議案書のとおりでありまして、10 名中 2 名が新任であります。

任命は、令和 8 年 5 月 10 日付で行い、任期は令和 10 年 5 月 9 日までであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

宮沢賢治イーハトーブ館、ご承知のとおりだと思いますが、宮沢賢治学会、イーハトーブセンター、学会の会員と全国にいらっしゃるわけですが、その拠点施設、交流施設であり市民への情報発信施設でもあります。その運営審議会の委員ということでございます

が、本案も人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

議案第 17 号「宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 17 号は原案のとおり議決されました。

続いて、議案第 18 号「花巻市指定史跡『花巻城本丸跡』の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を議題とします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。佐藤文化財課長。

○佐藤文化財課長

議案第 18 号「花巻市指定史跡『花巻城本丸跡』の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」をご説明いたします。

花巻城跡の発掘調査は、花巻城跡の保存計画を作成するにあたり、遺構の状況確認を目的に、市教育委員会が平成 28 年度から実施しております。

最初の 2 年間は、武徳殿東側の二之丸南御蔵跡を調査し、続く平成 30 年度から令和 5 年度には、本丸御殿跡の調査を 5 回実施しております。この調査により、本丸御殿の規模や位置が判明したほか、御殿の遺構の下から厚い盛土による整地層も確認されるなど、重要な成果を得たところです。

昨年度からは、本丸外周部に調査場所を移し、本丸南辺の進入路に所在する御台所前御門跡、門前の柵形、石垣、柵形周囲の土塁等の調査を実施いたしました。今年度は本丸南西隅の三社跡や土塁の調査を実施する計画で、これらの調査結果と本丸御殿跡の調査成果とをあわせ、本丸跡全体の実態解明を進めてまいります。

なお、令和 10 年には花巻城跡保存計画の策定を計画しており、あわせて岩手県史跡指定を目指しているものであります。

今回の現状変更等許可申請は、令和 8 年度の調査にかかるものであります。

それでは、今回申請された現状変更等許可申請についてご説明いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

指定史跡の名称は、花巻城本丸跡です。所有者及び管理者は、花巻市長であります。現状変更等を必要とする理由は、市教育委員会で実施する発掘調査のためであります。

次に、現状変更等の内容及び実施方法について説明いたします。

議案第18号資料別冊の1ページの現状変更等許可申請書の写しと、2ページ以降の図面も併せてご覧ください。

現状変更等の許可期間は、許可日から令和8年12月31日までです。

現状変更の内容についてですが、調査位置と掘削方法を説明いたします。3ページの図面をご覧ください。

緑色が、令和8年度に調査を予定している箇所で、本丸南辺土塁南西隅に位置する三社跡一帯を対象としております。調査の方法は、主に人力により表土を掘削し、その後に遺構を検出いたします。遺構は、図面及び写真によって記録します。出土した遺物は、出土状況を記録した後に回収いたします。

調査面積は約407㎡で、掘削の深さは平均で約15cmです。

発掘調査の期間は、令和8年5月から10月までを予定し、その後、12月末までに現状復旧を行います。

なお、本件の許可に当たっては、3月17日に開催された花巻市文化財保護審議会において、現状変更に係る意見をいただいたところ、「許可が妥当である」とされたことをご報告いたします。

以上のことから、本現状変更等の許可申請について許可しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

この発掘に関わる現状変更について、ご質問等あればよろしくお願いいたします。

衣更着委員。

○衣更着委員

結構、調査は前から行っているということで現状変更に関しては何も異議はありませんが、この調査が平成30年、それ以前もあると思いますけど、今まで出土したものや、史跡指定を目指しているところで何かの指定を受けたり、出土品を保管しているなど、そういう実績はあるのでしょうか。

○佐藤教育長

佐藤文化財課長。

○佐藤文化財課長

出土されたものに関しましては、大迫町にあります文化財総合センターの方に保管して

おります。それから、年に一度、こういったものが発掘されたかというのは、報告会において公開されているところでございます。

○衣更着委員

それは、文化財課のホームページなどを見れば分かりますか。

○佐藤教育長

伊藤博物館副館長。

○伊藤博物館副館長

昨年度まで文化財課におりましたので、私の方から説明させていただきます。

ホームページにも近年の発掘の概要を載せておりますので、ご覧いただけます。それから、年に一度、市民の皆様をお招きして、講演会ではないですけども、一年の発掘の成果を報告する会として、対面で資料とかパワーポイントなどを使用して、皆さんに広く知っていただく会というのを設けてございます。それから発掘の成果について、花巻城跡をテーマにした展覧会を総合文化財センターの方で何度か開催してございますので、そういった場でも皆様に知っていただく機会を設けさせていただいております。

○衣更着委員

報告会については、何回も案内が来ておりましたが一度も出ていないので、今度出席するようにします。ありがとうございます。

○佐藤教育長

本丸については、今回が調査の最終年度ということになります。資料にございますように、平成の28年、二之丸からずっと調査を続けてきまして、大体概要については把握できたということになります。

本丸のところに弁財天、お稲荷さんなどの三社という、三つの御柱をいただいた施設があったということが言われておりますし、この三社については、御城が払い下げされて民地になり、それまで鳥谷崎神社はなかったわけですけれども、神社の方に移されたと言われておりますし、その周辺には非常に大きな土塁があります。この土塁も調査するという事で、今回は407平米、20m四方ですけれども、そういった最終的な御城の本丸の西南部の調査、これをもって、来年度は報告書を刊行すると、そして、報告書を刊行したうえで、県の方の審議会の方にお諮りをするということで進めたいという考えであります。

他に、補足をお願いします。

○佐藤文化財課長

報告書の刊行は、再来年度になる予定です。来年度から、この花巻城跡の範囲を確定、決めるための測量調査、それと資料整理を行いまして、再来年度に報告書を作成して、それをもって3年後に県の史跡指定を目指したいというスケジュールになっております。

○佐藤教育長

岡田委員。

○岡田委員

質問です。

土地勘が間違っていたら申し訳ないのですが、ここは公園という扱いになっているのかということ、あとは、普通に散歩とか散策で確か入れる場所だったと思うので、発掘調査で危なくないのかということ、もし入れなくなるのであれば、それを事前に告知するのかなど、その辺を教えてくださいたいです。

○佐藤教育長

伊藤博物館副館長、お願いします。

○伊藤博物館副館長

この場所は、委員ご承知のとおり、鳥谷ヶ崎公園となっております。公園敷地内で芝生がはられているのですが、その内の発掘する部分については、ロープを張った簡易の柵で囲いまして、その部分は立ち入りを禁止、残りの半分以上は公園としてお使いいただき、散策をされている方も沢山いる状況です。去年までの状況ですと、散策に来られた方が発掘現場を覗いてみるということも行われていたようです。事前に、現地には立て看板、自作の小さい看板ですが、「何日から何日まで発掘調査をしますのでご了承ください」という、告知の看板は毎年立てて、周辺の方にお知らせしているところです。

○佐藤教育長

岡田委員。

○岡田委員

ありがとうございます。作業場所は少しなので他のところは使えるということですね。

○佐藤教育長

都市公園になっていますので、原則公開のうえ安全管理の配慮はきちんと行い、周知もしつつ、近くには小学校もありますので、その辺はしっかりやっております。

いつか、花巻城のことについて委員方へ博物館又は文化財センターの職員の方から1度レクチャーを受ける機会を必要に応じて考えていきたいと思っております。

他にございませんでしょうか。

(質疑なし)

○佐藤教育長

それでは、質疑なしということで、質疑を終結し、お諮りいたしたいと思っております。

議案第18号「花巻市指定史跡『花巻城本丸跡』の現状変更等の許可に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 18 号は、原案のとおり議決されました。

日程第 5、報告事項に入ります。

教育委員会関連行事につきましては、お手元に配付いたしました日程表により報告に代えさせていただきたいと思えます。

それから、本日、花巻市博物館から、明日 24 日から開催されるテーマ展「博物館資料でめぐる植物デザイン展」について情報提供がありましたので、そのチラシを併せて配布させていただいております。どうかご覧になって、ぜひ博物館の方に足を運んでいただければと思えます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

教育委員会議は、これをもって閉会といたします。

ありがとうございました。